# 「愛知県感染防止対策協力金（4/20～5/11実施分）」
# 【営業時間短縮要請枠】について（Ｑ＆Ａ）

## １．協力金の概要

### 1-1.　要請の期間はいつですか。
→４月20日(火)から５月11日(火)までの22日間です。

### 1-2.　誰がこの協力金を受け取れますか。
→営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者が、業種別のガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、ＰＲステッカーとポスターの掲示を行った上で、営業時間短縮の要請に協力を行った場合に交付されます。

　なお、カラオケ設備を提供している店舗においては、カラオケ設備の利用自粛も要件となります。

### 1-3.　営業時間短縮の要請を受けた施設とは何を指しますか。
→名古屋市内と名古屋市を除く愛知県内で異なります。

　名古屋市内の店舗においては、従前より午前５時から午後８時までの時間帯を越えて営業している飲食店等を指します。

　名古屋市を除く愛知県内全域の店舗においては、従前より午前５時から午後９時までの時間帯を越えて営業している飲食店等を指します。

### 1-4.　協力金の申請はいつから始まりますか。
→2021年６月頃から開始する予定です。

　なお、申請手続きについては、現在検討中です。決定次第、県のウェブサイト等でお知らせします。

### 1-5.　業種別ガイドラインとは何ですか。
→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。
ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。
内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf

　【飲食店関係のガイドラインの例】
- 「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- 「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- 「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- 「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

## ２．事業主体について

**2-1. 大企業は協力金の交付対象になりますか。**

→大企業も交付対象になります。

**2-2. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。**

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

**2-3. 閉店する予定ですが、協力金を申請することはできませんか。**

→営業時間短縮要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において、営業時間短縮に協力した日数となります。

**2-4. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。**

→協力金は、１つの施設につき１交付となります。重複申請防止のためにも委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

## ３．対象となる施設の種類と営業形態について

**3-1. キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交付対象となりますか。**

→テイクアウトのみの店舗には営業時間短縮要請を行っていません。

**3-2. コンビニエンスストアのイートインスペースは、協力金の交付対象となりますか。**

→コンビニエンスストアには営業時間短縮要請を行っていません。

## ４．営業時間・営業日について

**4-1. 従前の営業時間が、午前 11 時から午後７時までの酒類を提供する飲食店です。この場合も営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。**

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、従前より午前５時から午後９時（名古屋市内は午後８時）までの時間帯で営業を行う飲食店は営業時間短縮要請の対象外であり、協力金の交付対象外です。また、終日休業した場合も対象外です。

**4-2.　従前の営業時間が、午前 11 時から午後 10 時までの酒類を提供する名古屋市内の飲食店です。酒類の提供を午後７時までとすれば、協力金の交付対象となりますか。**

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、酒類の提供の時間を午後７時までとしても、協力金の交付対象外です。

**4-3.　営業時間短縮要請期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。**

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

**4-4.　営業時間短縮要請期間中、営業時間を短縮できず、午後 11 時まで営業した日があります。協力金はどのように交付されますか。**

→営業時間を短縮できなかった日は交付対象日数に含めることはできません。

**4-5.　従前、名古屋市内で午前 10 時から午後８時まで営業している店舗ですが、臨時で午後８時を越えて営業を行う日があります。この日を営業時間短縮した場合、協力金の交付対象となりますか。**

→営業時間短縮要請期間中、臨時で午後８時を越える営業を行う予定であった名古屋市内の施設についても、午後８時までに短縮すれば、その日は対象となります。

**4-6.　営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の交付対象となりますか。**

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業している施設が、時間短縮もしくは終日休業をした場合に対象となります。

**4-7. 午後９時（名古屋市内は午後８時）までの営業とはどういう意味でしょうか。ラストオーダーを午後９時（名古屋市内は午後８時）にすればよいですか。**

→午後９時（名古屋市内は午後８時）までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

**4-8.　従前、午後９時（名古屋市内は午後８時）を過ぎて営業していた飲食店が、午後９時（名古屋市内は午後８時）以降はテイクアウトのみの営業（店内での飲食なし）とした場合、協力金の対象となりますか。**

→営業時間短縮要請に応じて、施設内に人が集まらない業態へ変更した場合も、営業時間短縮を行った場合と同様に協力金の交付対象となります。

## ５.「安全・安心宣言施設」への登録とＰＲステッカー・ポスターの掲示について

**5-1.　ＰＲステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。**

→業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、ＰＲステッカーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安

全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、ＰＲステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したＰＲステッカー・ポスターを掲示していただいても差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

**5-2.　「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。**

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のＰＲステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について(PR ステッカー・ポスター)
  https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html

**5-3.　期間中を通して終日休業しますが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、ＰＲステッカー等の掲示は必要ですか。**

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、ＰＲステッカー等の掲示は必要です。

**5-4.　ＰＲステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。**

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、ＰＲステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

## ６．要請に応じた日数について

**6-1.　協力金の交付を受けるには、要請期間の全ての期間において、時間短縮を行う必要がありますか。**

→施設ごとに、要請に応じた日数分を交付します。

**6-2.　要請対象施設を複数持つ場合は、すべての施設で要請に応じないと協力金は受けられませんか。**

→要請対象施設については、全面的に営業時間短縮要請にご協力をお願いします。

なお、協力金については、協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

## ７．交付額について

### 7-1.　交付額はどのような額となりますか。

→基本的な考え方は、国が示している以下のとおりですが、詳細は現在検討中です。決定次第、県のウェブサイト等でお知らせします。

| | 名古屋市内 | 名古屋市外 |
|---|---|---|
| 交付額<br>（１店舗<br>１日当たり） | ○中小企業※１<br>売上高に応じて<br>４万円～10万円<br>○大企業<br>売上高減少額の４割<br>（最大20万円） | ○中小企業※１<br>売上高に応じて<br>2.5万円～7.5万円<br>○大企業<br>売上高減少額の４割<br>（最大20万円※２） |

※１　大企業と同様、売上高減少額の４割を選択することも可能

※２　20万円又は前年度若しくは前々年度の１日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

## ８．他の協力金等の重複支給について

### 8-1.　【営業時間短縮要請枠】と【カラオケ設備利用自粛要請枠】とを重複して受給できますか。

→できません。【カラオケ設備利用自粛要請枠】は営業時間短縮要請の対象外となる飲食店等を運営する事業者が対象であることから、【営業時間短縮要請枠】の対象となる事業者は対象外となります。

### 8-1.　これまでの営業時間短縮要請に係る協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

### 8-2.　国の持続化給付金や家賃支援給付金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

### 8-3.　国の一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金）において、「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店」は給付対象外とされていますが、今回の協力金はこれに該当しますか。

→該当します。そのため、当協力金の支給対象となる事業者は、国の一時支援金の支給を受けることはできません。

### 8-4.　他の都道府県の協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

**8-5.　今回の協力金は課税対象となりますか。**
→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのことです。